

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料（これらを併せ、以下「休業補償給付等」という。）の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、電工として電気配線パトロール、施設の電気配線工事に従事していた。
- 2 被災者は、石綿ばく露作業により悪性胸膜中皮腫（以下「本件疾病」という。）を発症したとして療養補償給付を請求したところ、平成〇年〇月〇日に被災者が死亡した後、監督署長は本件疾病を業務上の事由によるものと認め、同給付を支給した。
- 3 被災者の死亡後、請求人が休業補償給付等を請求したところ、監督署長は、請求人を受給権者と認め、給付基礎日額を〇円としてこれらを支給する旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。

本件は、請求人が、本件処分の給付基礎日額を不服として、同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付でこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の本件疾病の発症日は、被災者が病理組織診断により本件疾病の確定診断を受けたC病院の初診日である平成〇年〇月〇日であると判断される。

(2) ところで、労災保険法第8条によると、給付基礎日額は労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、当該平均賃金を算定すべき事由の発生した日（以下「算定事由発生日」という。）については、「疾病の発生が確定した日」すなわち診断確定日とする旨定められている。そして、労働者が診断確定日において既に疾病発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、行政実務上、労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日。以下同じ。）以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定することとされており（昭和50年9月23日付け基発第556号及び昭和53年2月2日付け基発第57号）、当審査会においても、その取扱いは妥当なものと判断する。

(3) 請求人は、被災者は平成〇年〇月に会社に再雇用されたものであり、平成〇年〇月〇日の当審査会裁決に準じて、再雇用前の賃金額で平均賃金を算定すべきである旨主張するので、以下検討する。

ア 被災者が、会社を退職した後に再雇用されたものであるか否かについて、D部長代理は、平成〇年〇月〇日作成の電話聴取書において、被災者は特殊技能者であり、65歳を超えても継続雇用しており、再雇用ではなかった旨

述べている。

イ 当審査会では、被災者の実態として、一旦会社を離職した後の再雇用であったと判断し得るか否かについて精査する必要があると判断し、被災者が会社の定年年齢とされる60歳に到達した時期に適用されていた就業規則の提出を会社に求め、検討した。

同就業規則第〇条ただし書には、定年後の勤務について、「勤務延長するか嘱託として再雇用することがある。」と規定されており、会社には、定年後の勤務形態として勤務延長と再雇用の2つの制度があったことを確認した。

ウ そこで、被災者がいずれの形態にて勤務を続けていたものであるかについて検討すると、まず、賃金については、定年の前後においては変動していないものの、平成〇年〇月から、基本給の額が〇円低くなっていることが認められる。

この点、D部長代理は、作業内容において、年齢が進むにつれ、高所での作業をさせない等の制限があり、継続雇用者も作業内容の変化に伴って賃金額が変動する可能性があるとしている。当審査会では、当該被災者の業務内容の変化が賃金額の変動につながったものであるか否かについて精査したところ、年齢とともに、明らかに電気工事業務に従事する日数は減少しており、63歳である平成〇年〇月〇日には0日となっていることを確認した。この点、D部長代理は、被災者の賃金減額の理由について、被災者の担当業務が電気工事よりも市電の巡回が増えたためと述べており、平成〇年〇月時点での賃金額の変化は、被災者の業務内容の変化に伴うものであったと判断することが相当であるとの結論に達した。

エ 次に、退職金についてみると、退職金規定において、従業員が退職した場合は退職金を支給するとされているところ、被災者の死亡時まで、会社から被災者へ退職金が支払われたとの記録は確認できない。

オ さらに、社会保険の取扱いについて、再雇用時には、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を同時に届け出ることとされているところ、基本給額が減額となった平成〇年〇月分とその前月分の健康保険料及び厚生年金保険料についてみると、両者の保険料に変動はなく、平成〇年〇月時点においては上記の手続は行われていないものと認められる。

カ 以上のことから、当審査会においても、決定書理由に説示するとおり、被

災者は、定年後勤務延長により勤務を継続していたものとみることが相当であり、離職後新たな雇用契約を締結したものと判断し得た前記平成〇年〇月〇日裁決とは明らかに事実関係が異なるものといわざるを得ないものである。

(4) したがって、当審査会は、被災者は会社を離職しておらず、監督署長が算定した休業補償給付等に係る給付基礎日額については誤りがなく、妥当なものであると判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。